

今回の数字

5% ▶ 8%

自動車取得税の前倒し減税 クルマを買う人の救済策に注目

自動車の普及率が全国5位の石川県。来年4月の消費税増税前にマイカーの買い替えを検討している人も多いのではないのでしょうか。そこで今回は、クルマに関連する税金についてご紹介します。税金という難しいと思うのですが、納めた税金はどこへ行くのかに注目してみると興味が少し湧くかもしれません。つまり、いろいろあるクルマの税金が国税なら国へ、地方税なら県や市町村に納めることになるのです。

まず、クルマ本体にかかる**「消費税5%」**は、国へ4%と県へ1%です。それ以外に**「自動車取得税」**が県税なので県へ、**「自動車重量税」**は国税なので国へ、**「自動車税」**は県へ、軽自動車は**「軽自動車税」**として市町村に納税されます。

自動車取得税は1968年(昭43)に設けられ、5%(軽自動車は3%)です。例えば本体価格が200万円なら10万円ですが、「消費税」も課税されるため、自動車の取得に対して、2種類の税金が課せられるという「二重課税」になっています。国民生活には不可欠な耐久消費財で、消費税と併せて取得税を特別に課されるのは自動車だけで、欧米諸国では**自動車取得税**のような税金はないようです。

この**自動車取得税**については、「消費税が10%の時点で廃止」が決まっていますが、今後は、8%になったときに自動車取得税を前倒しで減税することや、廃止による地方税の減少分を軽自動車税の値上げで増税しようと検討が進められているようです。

次に**自動車重量税**は、新車購入時や車検の際に、自動車の重量等に応じて課税される税金で、1971年(昭46)に、道路や鉄道などの交通社会資本整備に充てることを目的に創設された国税です。2012年(平24)には変更があり、家用

乗用車でエコカー減税適用車は0.5トンあたり2500円など減額されています。

そして、毎年4月1日現在の保有者に対して課税されるのが、自動車税です。自動車の普及率が日本とほぼ同じ水準の欧米諸国にも自動車税という税はありますが、日本の自動車税もかなり高いようです。

では、このような自動車に対する税金はどうしてできたのでしょうか。その根拠は、大きく分けて2つです。①自動車をぜいたく品ないし資産と見なし、課税する②道路特定財源の利用者負担という観点からの課税、でした。しかし、①については、自動車がまだ一部の高額所得者のものであった時代にできたからで、自動車は今や生活必需品です。また、道路特定財源制度は、立ち遅れていた道路を緊急に整備するため、1953年(昭28)に制定されましたが、道路を利用して益を受けるのは、自動車ユーザーに限りません。道路は社会資本として都市開発や地域開発に貢献し、物流や人流の面でも大きな役割を果たしていることから、広く国民生活全般にその益は及んでいるわけですから根拠はいまいです。さらに、日本と欧米諸国を比較すると、税額は際立って高い点からも見直す必要があるでしょう。とは言っても自動車に関連する税収は、国と地方の税収の約9.5%にもあたり、財政が厳しい中で今後どのように見直していくのか。エコカー減税にも改正がありそうです。家計にも大きく関連する税金ですから関心をもっていきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00